

日常生活では様々な被害やトラブルに遭遇します。

悪徳商法による被害、製品事故等の消費者被害、交通事故の加害・被害、近隣とのトラブル、マンションのトラブル、ペットのトラブル、スーカー被害、金銭トラブル、会社との人事労務上のトラブル、……………。

一人では解決困難な問題に直面することもあります。

複雑な相続の発生、離婚問題、家族の認知症発症や介護……………。



そんなとき、「**社会保険労務士・行政書士事務所**」である弊所は皆様のお力になりたいと思います。「どこに相談していいかわからない、気軽に相談できたら…」そんなお悩みをお持ちの方に適切なアドバイスをいたします。

社会保険労務士とは…

労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家です。

行政書士とは…

行政事務・法律書類作成の専門家です。

ご相談内容によっては、弊所が提携している「**弁護士**」、「**司法書士**」、「**税理士**」等の専門家をご紹介します。

例えば、

- ・法律行為（法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすること）を業として行うことは、**弁護士**にしか認められていません。
- ・登記申請書の作成を業として行うのは、**司法書士**にしか認められていません。
- ・税務代理、税務書類の作成、税務相談を業として行うことは、**税理士**にしか認められていません。

具体的なサービス内容は、裏面へ

ご相談は**無料!**

お問い合わせ、
ご相談は
お気軽に!

社会保険労務士・行政書士 オフィスサワダ
代表 澤田 英幸
〒064-0807 札幌市中央区南7条西1丁目20-1
TEL/FAX: (011) 596-6007
E-mail: h.sawada@sg-consul.com
URL: <http://www.sg-consul.com/>

日常生活のトラブル、 解決困難な問題に直面したときは 一人で悩まず、まずは専門家にご相談を！！

社会保険労務士・行政書士 オフィスサワダでは、
親身になって問題解決のお手伝い・アドバイスをいたします。

ご相談について

まずは、お電話かメールでご相談ください。

お電話・メールでのご相談	無料です。 (ご相談の内容により、報酬のお支払いが必要となる場合は、あらかじめお伝えいたします。)
面談によるご相談 (当方が訪問)	札幌市内は無料です。 (面談時間は1時間程度) (それ以外の地域につきましては、あらかじめ金額をお伝えしたうえで、交通費実費・出張日当をご負担いただきます。)

主なサービス内容

これら以外でも、お困りのことがありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

<身分関係>

- 「遺言書」の原案作成
- 遺言執行
- 「贈与契約書」の原案作成
- 相続手続
(相続人調査、相続財産調査、遺産分割協議書作成)
- 「離婚協議書」の作成
- 「任意後見契約書」の原案作成

<契約、トラブル、諸手続>

- 「契約書」・「覚書」の作成
- 債権債務関係、ストーカー、消費者トラブル、会社とのトラブル等に対する「内容証明郵便」の作成
- 交通事故調査
- 「交通事故示談書」の作成
- 「年金裁定請求書」の作成

これらに付帯するアドバイス

遺言や相続、
成年後見については

遺言・後見サポートセンター札幌

検索

『いざ』いうとき、あわてないために……

～安心して老後を迎える備えはできていますか？～

「身の周りの環境や心情について整理をする『エンディングノート』」

「ご自分らしい生き方を実現する『任意後見』」

「大切な人たちが争いにならないための『遺言書』」

「ご負担となる相続や死後の手続き」

社会保険労務士・
行政書士 オフィスサワダ
が親身にお手伝いします。



長生きできることは、一般的には喜ばしいことなのでしょうが、様々なリスクが生じるのも事実です。また、ずっと健康で財産や健康上の不安もなく、生きていられるに越したことはありませんが、老いや死は誰にでも必ず訪れるものです。

死をめぐってのトラブルや長生き等のリスク対応として、**遺言書作成**や**任意後見**のご検討をお勧めします。

遺言や任意後見制度は、まだまだ先と考えている方でも**エンディングノート**は有意義です。

「エンディングノート」とは、万が一の時に備えて、家族への伝言や、病床に伏した場合の介護・治療法、葬儀・埋葬方法、財産・保険・クレジットカードについての情報、家系図、自分史など多岐に亘る項目について健康なうちに書き留めておくものです。遺言のような法律的効力はありませんが、家族に無用な混乱や不安を抱かせない気配りにもなります。

エンディングノートを書きながら、改めて「今をいかに生きるか」を考え、もう一度身の周りの環境や心情について整理するきっかけにもなります。

「エンディングノート」に記したことは、任意後見契約の内容を検討する際のベースとして活用できます。

1冊1000～1500円程度で書店等で市販されていますので、ぜひ手に取ってみてください。また、インターネットで無料ダウンロードできるものもあります。

任意後見については次ページへ

ご相談は**無料!**

お問い合わせ、
ご相談は
お気軽に!

社会保険労務士・行政書士 オフィスサワダ
代表 澤田 英幸

〒064-0807 札幌市中央区南7条西1丁目20-1

TEL/FAX: (011) 596-6007

E-mail: h.sawada@sg-consul.com

URL: <http://www.sg-consul.com/>

任意後見とは……

法定後見制度と並ぶ成年後見の柱となる制度。任意後見制度は、まだ判断能力が十分にあるときに、痴呆等で判断能力が低下した場合に備えて、信頼できる人(任意後見人)との間で自分の生活、療養看護、財産管理についてどの程度の保護をしてもらうのかをあらかじめ契約しておくものです。

この任意後見契約は家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから契約の効力が生ずるようにすることで自己決定を尊重しつつも任意後見人の権利濫用を防止し、本人保護を図るようになっています。その他、任意後見制度は知的障害者や精神障害者の親が自分の老後や死後の子の保護のために活用することもできます。

「成年後見制度」

<法定後見>

判断能力が低下している状態下での保護制度

<任意後見>

判断能力が十分にあるうちに、痴呆等で判断能力が低下した場合に備える制度

医療技術の進歩等により長生きができるようになったとしても、加齢とともに身体的・精神的な衰えが出てくるのは事実です。思わぬ事故を起こしてしまう可能性や病気にかかる可能性は高まり、介護が必要となったり、認知症を患うことも想定されます。判断能力の低下から高齢者の悪徳商法の被害も増加しています。介護を必要とされる方は、85歳以上で約6割、認知症を患う方は、85歳以上で4人に1人とも、半数とも言われています。

任意後見制度は、「転ばぬ先の杖」です。

<任意後見のススメ>

年をとるにつれ、次第に物事を判断する能力が衰えていくことは避けられません。認知症といわれるような状態となったり、脳障害の後遺症などにより、自分の生活、療養看護、不動産・預貯金の管理などの日常生活に係る重要な物事について適切な処理をすることができなくなる場合もあります。

そんなときのために、財産の管理や医療契約、介護施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わってやってくれる人をあらかじめ頼んでおくことと便利です。自分は絶対にぼけない、などと思うのは、しばしば甘い幻想になります。

私たちは、自己責任で将来困らないように備えておくことが、とても大切です。

もとより、任意後見契約を締結しても、それを使わないまま最後まで元気で大往生ができるかもしれません。

そのときは、任意後見契約書の作成費用は無駄になってしまいますが、それは微々たるものというべきでしょう。

任意後見契約を使わないで済むことは素晴らしいことですが、備えをしておくことは、とても大切です。

遺言とは……

日常用語としては形式や内容にかかわらず広く故人が自らの死後のために遺した言葉や文章を言います。

民法における遺言は、死後の法律関係を定めるための最終意思の表示のことを指します。人の生前における最終的な意思表示を尊重し、遺言者の死後にその意思を実現させるためのものと言えるでしょう。

法律上の効力を生じせしめるためには、民法に定める方式に従わなければならないとされています(民法960条)。

普通の遺言には、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言の三種類があります。

その中で、もっとも安全・確実な方式とされているのは「公正証書遺言」です。

<相続争い>

家族同士では親が活着している間は、そうあからさまにいがみ合ったりはしないものです。ところが、親が亡くなっていざ相続となると、遺産分割で収拾がつかなくなるケースが珍しくありません。相続争いは、資産家に限った問題ではなく、亡くなった方の財産のほとんどが、住んでいた土地と家だけという場合でも争いとなることが往々にしてあります。

<隠れ遺産・隠れ負債>

自分に相続税は関係ないと思っていた矢先、思わぬところから財産が……。結果、相続税の申告期限に間に合わず、罰則を受けてしまったケースや借金なんかあるはずないと相続放棄や限定承認の手続きを行わなかったところ、後から他人の借金の連帯保証人になっていたことがわかりその返済をしなければならなかったケースなど、後々トラブルとなるケースが後を絶ちません。

相続・遺言について、よくあるお問い合わせ

- ★相続人の一人が行方不明
- ★相続人が未成年者
- ★相続人が認知症
- ★知らない相続人の出現

- ★遺言書が見つからない
- ★遺言書を後になって発見
- ★遺言書と異なる遺産分割
- ★遺留分を侵害した遺言

- ★相続する財産が不明
- ★後から借金が見つかった
- ★遺言書にない財産の分配
- ★生命保険金の分配

<遺言のススメ> = <遺言作成が有効なケース>

- ・お子様同士が不仲である
- ・婚外子のお子様がいる
- ・法定相続人以外で、家族同様に思っている方がいる
- ・配偶者やお子様がいらっしゃらない
- ・お子様同士で分配することが難しい事業を継承させたい
- ・配偶者の将来が特に心配である
- ・特定のお子様の素行に問題がある
- ・既に、特定のお子様への財産分与が完了されている
- ・相続人が兄弟姉妹であるが、特定の甥や姪にのみ遺贈したい
- ・慈善団体等へ寄付したい、等々

相続・遺言をめぐる代表的なご相談については、正しい「公正証書遺言」や「エンディングノート」などがあれば、大きなトラブルや悩みにまでは至らなかつたであろうと思われる事例が多くを占めています。

日常生活で トラブルにあってしまったとき…… 「内容証明の活用法」

「証拠を残す」「心理的圧迫を与える」「確定日付を得る」

内容証明とは正式には「内容証明郵便」といい、どのような内容の文章をいつ発送したかを、郵便局の郵便局長が証明してくれるものです。手紙の内容と発送の日付を公的に証明でき、法律効果を発生させる意思表示などは、意思表示の内容や通知の証拠を残すことができます。クーリングオフをしたいときなどによく使われます。

内容証明はそれ自体に法的効果はありませんが、内容証明が届くと、次には法的手段が構えていることを相手方が予想するため、効果を上げやすいと言えるでしょう。

内容証明は、証拠を残すためや心理的圧迫を与えるために使われますが、それが逆に自分にとって不利益となる場合があります。



場合によっては相手が感情を害し、問題解決どころか、逆に悪化してしまうこともあります。ですから、相手が怒って問題がこじれてしまいそうな場合には、内容証明郵便を出さない方が良いということになるでしょう。

内容証明郵便は出さない方が 良いケースの例

- ①話し合いで解決できそうな場合
- ②誠意のある相手
- ③友人・知人・親戚
- ④会社、学校、近所の人
- ⑤取引先

内容証明郵便を出すべき場合

- ①契約解除の意思表示
- ②クーリングオフ
- ③債務免除(債権放棄)
- ④時効中断(暫定的時効中断効の催告)
- ⑤債権譲渡の通知

※③や⑤で、今後一切の関係を断つという強い意志がある場合は別ですが……

<内容証明の注意点>

●自分の証拠になるということは、相手の証拠にもなるということ。自分にとって不利な内容は、相手に証拠として利用される恐れがあります。

●相手が倒産・夜逃げでもしそうな場合に内容証明郵便を送っても、効果なし。逆に財産を隠されたりするかもしれません。このような場合は内容証明郵便など出さずに、仮差押え、訴訟などの強行手段をとった方が良いでしょう。

●内容証明はご自分で出すことも可能です。その事案が法律的にどのような状態なのか、そして、どういう解決策が良いのか、その法的判断が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士、行政書士等の専門家の力を借りることが望ましいと言えます。法的な専門知識に裏打ちされた内容証明の方が効果を上げやすいでしょう。

費用対効果も考え、ご自身でなされる場合は十分な注意が必要です。

弊所は、行政書士事務所として依頼者の相談に応じて、内容証明の作成をお手伝いしています。ただし、代理人として相手との交渉や裁判への参加はできません。相手との交渉は依頼者本人が行い、行政書士は依頼者を陰から支援するというスタイルになります。